

介護保険サービス事業者に対する行政処分について

介護老人保健施設及び指定居宅サービス事業者並びに指定介護予防サービス事業者に対し、平成 26 年 3 月 20 日付で次のとおり介護保険法（以下「法」という。）に基づく許可及び指定の一部効力停止処分を行いました。

1. 事業者（開設者）の状況

- (1) 事業者（開設者） 社会福祉法人 ^{しょうへいこう} 昌平 理事長 鈴木 久
- (2) 事業者所在地 いわき市平上片寄字上ノ内 193 番地
- (3) 対象施設等
許可事業所：介護老人保健施設 ^{ふたつ やそう} 二ツ箭荘 （定員：80 名）
指定事業所：指定短期入所療養介護 介護老人保健施設二ツ箭荘
指定介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設二ツ箭荘
指定通所リハビリテーション 介護老人保健施設二ツ箭荘
指定介護予防通所リハビリテーション 介護老人保健施設二ツ箭荘
- (4) 対象施設等所在地 いわき市小川町上小川字大坂 68 番地の 1

2. 処分の通知年月日 平成 26 年 3 月 20 日

3. 処分の内容

- (1) 許可の一部の効力停止
上記許可事業所における新規入所者の受入を 6 カ月間停止する。
- (2) 指定の一部の効力停止
上記指定事業所における新規利用者の受入を 6 カ月間停止する。

※新規入所者及び新規利用者の受入停止とは、新たに契約を締結してサービスを利用することを停止するものであり、従前からの契約締結者については、利用の継続は可能。

4. 効力の一部停止期間

平成 26 年 4 月 10 日から平成 26 年 10 月 9 日まで

5. 処分の理由

（不正請求：法第 104 条第 1 項第 6 号、法第 77 条第 1 項第 6 号、法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号）

- (1) 常勤として勤務すべき管理者兼医師が、平成 20 年 10 月以降監査時までの間、常勤として勤務していない（基準上勤務すべき時間の不足）にも関わらず、本来であれば介護報酬を 3 割減算すべきところを減算せず、満額を請求・受領していた。
- (2) 管理者兼医師の出勤状況について、実際の出退勤時刻と相違した時刻（常勤として勤務すべき時間を満たした時刻）をタイムカードに打刻し、不正の事実を隠蔽していた。

6. その他

法第 22 条第 1 項に規定する介護報酬の不正利得額について、返還請求するとともに、法第 22 条第 3 項に規定する加算金についても併せて請求する。

また、他自治体に対しても上記の対応を要請する。